資料

第190回国会 衆議院・財務金融委員会 2／23、24会議録（抜粋）

～インボイス制度導入に関する質疑～

「所得税法等の一部を改正する法律案」は、3月29日の参議院本会議で可決され、成立した。

平成33年度からインボイス制度が導入される際に懸念される問題は、本連盟活動とも密接に関係するので、参考資料として、関係委員会の会議録から一部を抜粋して掲載する。

【第5号　平成28年2月23日（火曜日）】

○上田委員　（略）仕入れ税額控除を受けるためには、適格請求書の保存が要件となります。適格請求書を発行できない年間売上高一千万円以下の免税事業者との取引が敬遠されるのではないかという懸念があります。

そうした懸念に対応するために、この適格請求書保存方式に移行する平成三十三年度から六年間については、仕入れ税額相当額の一定割合を控除できるような経過措置が講じられておりますけれども、その内容及び趣旨について御説明いただきたいと思います。

○坂井副大臣　（略）免税事業者が課税事業者への転換の要否を見きわめながら、しっかりと準備ができる期間を確保することと致しておりまして、インボイス制度の導入時期につきまして、軽減税率制度の導入から四年間の準備期間を設け、平成三十三年四月とするとともに、インボイス制度導入から六年間の経過措置として、その間に課税事業者への転換の可否をみずから判断ができる時間をとるため、免税事業者からの仕入れにつきまして一定の仕入れ税額控除を認めることといたしております。この間、平成三十九年までということでございますので、来年から見ても約十年という期間でございます。

今般の税制改正法案の附則においては、政府は、インボイス制度の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、また、軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況等、これは検証をしつつ、必要な対応を行う旨を明記

（略）

○宮本（岳）委員　（略）私が今日聞きたいのは、この二点、事業者の事務負担が増大する、免税事業者が取引から排除されるおそれがある、この二つの問題点はどのように解消されるのかということであります。

（略）

○麻生国務大臣　（略）どうしてもこれは適格請求書などを保存しておかないかということが一番手間のかかることだというふうに理解されているんだと思いますが、御指摘のように、この制度を導入いたしますと、免税事業者からの仕入れというものにつきましては、仕入れ控除ができない、いわゆる仕入れ税額の控除ができないということになりますので、免税業者が取引から排除されるとの声があるということはもう承知をいたしております。

また、免税事業者が課税を選択した場合には、他の課税事業者と同様に、この制度、インボイスの発行や納付税額の計算等々につきましても、対応をいただくという必要があろうと存じます。

こうしたことを踏まえまして、免税事業者が課税事業者へ転換ということをやるかやらないかを見きわめながら、しっかり準備ができる期間というものを確保しておかなければならぬと思っておりますので、この制度の導入は平成三十三年四月、約四年間の準備期間を設けるということにいたしております。

同時に、インボイス制度の導入から六年間というものの措置として、その間に課税事業者への転換の可否を御自分で判断をしていただくようにするために、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めるということにいたしておりまして、仕入れから八〇％とか六〇％とかいろいろなやり方があろうかと思いますが今のところ、税額控除の可能性を、最初の三年間で八〇、その後五〇というように一応考えておるんです。

免税事業者が課税事業者へ転換をするという場合に、新たに生じます事務負担、これも事業者にとってまちまちなんだと思っておりますので、BツーBでやっておられる方とBツーCでやっておられる方は大分違うと思いますので、個々の事業者にどのような準備が必要か、これはよく考えていただく必要があろうと思いますので、まずは、免税業者を含めましてこの制度の周知徹底というものを図っていくのは、これが一番だと思っております。

（略）

○宮本（岳）委員　（略）平成二十六年度で課税事業者数、免税事業者数の推計はそれぞれどのようになっておりますか、主税局長。

○佐藤政府参考人　（略）課税事業者数でございますけれども、国税庁の二十六年度の統計年報によりますと、申告ベースで約三百十二万社、個人、法人を入れてでございます。

それから免税事業者数でございますが、消費税の申告をいたしませんので正確な数字を把握することが難しゅうございますけれども、総務省の国勢調査等をもとに機械的に試算をいたしますと、約五百十三万社程度と推計しております。

○宮本（岳）委員　課税事業者三百十二万、免税事業者数五百十三万、合計八百二十五万事業者のうち免税事業者が五百十三万ということですから、六割以上を占める事業者、この六割以上を占める事業者にかかわる大問題なんですね。（略）

【第6号　平成28年2月24日（水曜日）】

○落合委員　（略）今の現状、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から、一定条件のもと、一定期間の課税売上高が一千万以下の事業者については消費税の納税義務が免除をされています。小さな事業者は消費税を払わなくていいということになっているわけですが、現行では、その免税業者からの仕入れについても仕入れ税額控除の対象になっています。しかし、本改正案によるインボイス制度を導入すると、免税業者からの仕入れは仕入れ税額控除の対象にはなりません。

このように、今回審議されている制度を導入すると、免税業者は事業者間の取引から排除されてしまうおそれがあることは事実ですね。

○麻生国務大臣　（略）御指摘がありましたように、この制度を導入いたしますと、千万円以下の免税事業者からの仕入れにつきましては仕入れ税額控除ができないということとなりますので、免税業者からの取引が排除されるのではないか、または、課税選択を余儀なくされて、この制度の適格請求書の発行や税額計算など多大な事務負担というものが負わされるのではないかといったような懸念をすることがあるということは、もうよく承知をいたしております。（略）

○丸山委員　（略）特に、現時点もそうですけれども、小規模ないわゆる免税事業者、今税金を免除されている事業者さんが、このインボイスの導入によって取引の仕入れ税額控除の対象外になるから、それによって、つまり取引の相手にされない、事業者間取引から排除されるんじゃないかという懸念の声が数多く上がっています。（略）今の段階でこれに対して対応というのは何か具体的に考えられているものがあるのかどうかというのが見えなかったんですけれども、その時間内にやるというだけのお答えなのか、それとも、何か具体的に今の段階でもできること、考えられることはあるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○佐藤政府参考人　（略）インボイスに伴いまして免税事業者が取引から排除されるのではないかという懸念、これはたびたびこの委員会でも御指摘あったところでございます。

その上で、こちらからも何度か御答弁申し上げましたが、ちょっと整理をいたしますと、確かに、インボイスを導入して免税事業者に影響を与えるということはあり得ますけれども、それは事業者によってさまざまであろうと。

例えば、いわゆるBツーBということで、事業者間の取引に当たる事業者にとっては、納入先の企業の方から課税の選択を求められるということでなかなか容易ではなくなるというケースは、一番典型的ケースとして想定されます。

他方で、BツーCということで、要するに、消費者に直結している消費者取引の部分についてはそういう状態にはないということ。あるいは、納入先の事業者が簡易課税を利用している場合には、インボイスそのものが仕入れ税額控除をすることに関係ないということで、そういう場合には取引から排除されたり課税選択を求められるということは非常に少ないであろう。

（略）今現在の時点におきましては法案として御提案しておる段階でございますから、まず我々としては、免税事業者には、今申し上げたのはまず制度の中身、それから具体的にどういうことが想定されるかというようなことなども御理解をいただきながら、インボイス制度の導入に向けてどう対応すべきかということを御検討いただくということがとりあえずの局面として出てくるんだろうと思います。

したがいまして、そういう制度の周知徹底というのを図っていくということがまず何よりもスケジュール的には大事になってくるというふうに思います。

発言者

上田勇氏＝衆議院議員・公明
宮本岳志氏＝衆議院議員・共産
落合貴之氏＝衆議院議員・民進
丸山穂高氏＝衆議院議員・おおさか
麻生太郎氏＝財務大臣
坂井学氏＝財務副大臣
佐藤政府参考人＝財務省・主税局長

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

こんな時に税賠保険　支払対象事例

・消費税課税事業者選択届出書の提出失念により過大納付
・譲渡損失の繰越控除の適用失念により過大納付
・農地の納税猶予の特例適用失念により過大納付
・法人税額控除の適用失念により過大納付

この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧いただくか、引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

【引受保険会社】
（東日本幹事）損保ジャパン日本興亜株式会社
電話 03-3593-6453
（西日本幹事）東京海上日動火災保険株式会社
電話 03-3515-4153

【取扱代理店】
株式会社日税連保険サービス
東京都品川区大崎1-11-8-5階　電話 0120-320-912

SJNK15-12801（2015年12月14日）　15-T-08815（2016年1月作成）